

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立 / 平成25年6月26日公布 / 平成26年1月17日施行

## 目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

## 大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

## 子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

## 施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)  
(平成26年1月17日施行)

## 現状・背景

- 子供の貧困率  
16.3% (2012年厚労省)  
(2010年OECD加盟34力国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年 (15.7%) )
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率  
54.6% (2012年厚労省)  
(2010年OECD加盟34力国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年 (50.8%) )
- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率  
90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省/文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

## 目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

## 子供の貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり

国

地方公共団体

子供の貧困対策会議  
(会長：内閣総理大臣)

密接な連携

大綱案  
の作成

関係者の意見を把握  
(衆・厚労委 決議)

子供の貧困対策に関する大綱  
(閣議決定)

勘案

都道府県子供の貧困対策計画  
(策定努力義務)

大綱に掲げる  
事項

基本的な方針

子供の貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援

生活支援

保護者への就労支援

経済的支援

調査研究

子供の貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

## 子どもの貧困対策に関する検討会の開催について

〔平成 26 年 4 月 9 日  
内閣府特命担当大臣決定〕

### 1. 趣 旨

子どもの貧困対策を総合的に推進するため政府が定めるべき大綱について、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者等の関係者の意見を聴取し、その案の作成に資するため、子どもの貧困対策に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2. 構成員

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 検討会の座長は、内閣府特命担当大臣（子どもの貧困対策）が指名する。
- (3) 座長は、検討会の議事を整理する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

### 3. 庶 務

検討会の庶務は、関係省庁の協力を得て、子ども若者・子育て施策総合推進室において処理する。

### 4. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

## 子どもの貧困対策に関する検討会 構成員

大 塩 孝 江	全国母子生活支援施設協議会会長
小 河 光 治	あしなが育英会奨学課長
新 保 幸 男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
末 富 芳	日本大学文理学部准教授
高 橋 遼 平	大学生（日本学生支援機構奨学生、あしなが育英会奨学生）
鉄 崎 智嘉子	全国母子寡婦福祉団体協議会副理事長
道 中 隆	関西国際大学教育学部教授
◎宮 本 みち子	放送大学副学長
山 野 則 子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

## (オブザーバー)

大 山 典 宏	埼玉県福祉部こども安全課養護担当主査
古 瀬 清 美	荒川区子育て支援部参事 子育て支援課長事務取扱

(五十音順、敬称略、役職は平成26年4月17日現在)

◎：座長

## 大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）

平成 26 年 6 月 20 日

子どもの貧困対策に関する検討会

子どもの貧困対策に関する検討会では、「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」（平成 26 年 4 月 4 日子どもの貧困対策会議決定）及び「子どもの貧困対策に関する検討会の開催について」（平成 26 年 4 月 9 日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、これまで 4 回の会議を開催し、検討会の構成員及び外部の有識者から幅広く意見を聴取し、議論してきた。

検討会における意見の整理は以下のとおりである。

本検討会としては、今後、政府において総合的な見地から大綱案の取りまとめを行うに当たり、それらの意見を適切に反映するよう期待する。

### 第 1 基本的な方針に関する意見

- ・ 子供の貧困問題解決は、未来の日本を支える重要な取組であると認識。
- ・ 子供にかかわる全ての分野、全ての省庁が協働し、国を挙げて貧困防止に取り組むことが必要。
- ・ 子供の貧困対策のベースは子供に限らない一般的な子供関連施策であることを認識し、子供の成育条件や保育、教育条件の整備、改善・充実なしには、子供の貧困は解消しないことの認識が必要。また、子供の権利保障という観点から取り組み、子供の視点から切れ目をつくらないようにする視点が必要。
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の 4 本柱（教育・保育支援、生活支援、親の就労支援、経済的支援）を補強し、地域を基盤とした支援システムの構築を視野に入れることが必要。
- ・ 緊急度の高い子供（生活保護受給世帯の子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設や母子生活支援施設等の社会的養護の対象になっている子供、虐待を受けている子供等）に対して優先的に施策を講じていくことが必要。
- ・ 特別なニーズを持つ子供への支援を位置づける必要。
- ・ 18 歳、19 歳で制度対象外となってしまう層への支援を検討することが必要。
- ・ 保護者自身の子供期の DV・被虐待経験の考慮が必要。
- ・ 生活保護等の経済的支援で親子の生活を下支えした上で、そこに子供の支援をさらに積み増すことが必要。
- ・ 給付型奨学金等各種の支援策の創設・拡充等のため、財政的な基盤を整えていくことが重要。
- ・ 施策の趣旨、目的に沿った形で各施策が確実に実現されるよう担保する仕組みが必要。

### 第 2 子供の貧困に関する指標・改善施策に関する意見

#### 1 就学前教育から高等教育までの総合的な指標の設定

- ・ 次に掲げるような指標を設けることを検討することが必要。

- ① 小学校・中学校の不登校状況
- ② スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・相談員・支援員等の配置、職務状況、ルールの整備状況（全都道府県・市町村）
- ③ 子供の貧困対策のためのネットワーク組織の設置率
- ④ 完全給食を実施している学校等の割合
- ⑤ 生活保護受給世帯、ひとり親世帯、児童養護施設在籍の子供の幼稚園・保育園への就園率、高校（全日制・定時制・通信制）等進学率、大学・短期大学・専門学校等（以下、「大学等」とする。）進学率、学資調達方法、大学等中退率・中退状況、中学・高校・大学等卒業後の就業状況
- ⑥ 奨学金・就学援助等の制度の周知状況

等

## 2 子供の貧困に関する指標

- ・ 次に掲げるような指標を設けることを検討することが必要。
  - ① 持続的な貧困や貧困ギャップ、年齢別・世帯構成別（子供の数別）・都道府県別・市区町村別貧困率等、多層的な指標
  - ② 相対的貧困率に加え、貧困線を特定の年のものに固定した上での相対的貧困率
  - ③ 子供の相対的貧困率、ひとり親世帯の貧困率等の削減目標の設定
  - ④ 社会的な剥奪等に関する指標の開発が必要

## 3 子供を中心としたソフト面の指標の設定

- ・ ハード面（「登校状況」「健康状態」等）のほかに、ソフト面（「情緒・感情」「人間関係」等）の指標も必要。
- ・ 主体性を育成するような保育や教育が行われているのかといった指標が必要。

## 第3 子供の貧困対策に関する施策に関する意見

### 1 教育の支援

#### (1) 就学の援助

##### ① 就学前教育の充実

- ・ 教育に対する投資の中で就学前教育への投資が、成人後の貧困への影響が最も大きいため、幼児教育の無償化等により、低所得世帯の保護者負担の一層の軽減に取り組むことが必要。また、就学前教育をすべての子供に保障することが必要。
- ・ 就学前の子供の特別支援教育に対するニーズに応じた施策の充実が必要。
- ・ 保育の充実（保育ニーズを有する家庭の掘り起こしと就学前教育への接続）が必要。
- ・ 家庭における親の教育支援の充実及び家庭教育と子育て支援の連携が重要。
- ・ 子供に対する早期からの教育が、その後の学力に大きく影響を与えるため、保幼小連携等による就学前教育及び初等教育の充実や質の向上等が必要。

## ② 就学援助制度の充実

- ・ 就学援助制度については、認定基準や対象費目に自治体間格差があり、実態把握等を踏まえ、全国的な取組や対象費目等の充実を図ることが必要。また、就学援助制度について各教育委員会から新入生や児童生徒に資料配布すること等を通じて、保護者への制度の周知広報に十分に務めることが必要。その際、認定基準を明確に示すことが必要。

## ③ 高校段階の「奨学のための給付金」の拡充

- ・ 平成26年4月より開始された「奨学のための給付金」について、実施状況を把握しつつ、拡充することが必要。

## (2) 学資の援助

### ① 教育の機会を保障するような奨学金等の経済的支援の充実

- ・ 大学等の進学率は、家庭の所得による格差が大きく、また、親兄弟等の家族の自己犠牲がないと進学できない現実がある。そのため、無利子奨学金の拡充、有利子奨学金の卒業後の利子に対する利子補充、給付型奨学金の創設、貸与型奨学金の返還ルールの柔軟化（返還期限猶予期間を無期限とすること、少額でも返還可能とすることなど）の実現に向けて取り組むことが必要。
- ・ 給付型奨学金については成績要件が厳しく、成績優秀な人がもらい、経済的に厳しい人には行き渡らない現実があるため、ニーズに応じた奨学金制度を充実することが重要であり、奨学金の充実のための情報提供と各実施団体との連携が必要。
- ・ 連帯保証人の枠組みの検討が必要。

### ② 国公立大学・専門学校授業料の減免制度

- ・ 国公立大学・専門学校の授業料の減免制度に対する国の支援のさらなる充実が必要。

### ③ 低所得世帯への住居支援

- ・ 地方から就業機会の豊富な都市部の大学に進学する場合には住居費の負担が重いため、国公立大学における学生寮の整備の促進、居住形態に応じた給付型支援金の拡充等が必要。

## (3) 学校における確かな学力の保障

### ① きめ細かな授業の推進

- ・ 学校における学力保障に向け、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通っている子供の学力が保障されるような教育が行われるべき。
- ・ 要保護・準要保護率の高い地域に教職員やスクールソーシャルワーカーを重点的に配置することが課題であり、そのための定数措置等を検討すべき。
- ・ 生徒の多様なニーズに応える高校、定時制・通信制高校や困難を抱える生徒の多い高校への資源（予算、教員、スクールソーシャルワーカー）の投入の促進を検討すべき。

### ② 教員養成課程や教員研修における「子供の貧困」の位置付け

- ・ 学校（特に高校）の教員に子供の貧困問題に対する理解が足りないことも多く、教職課程に貧困を含めた「社会福祉」の科目を創設することなど、教員養成や現任の教員研修において、子供の貧困問題を位置付けることが必要。

### ③ 高校等における就学継続のための支援

- ・ 例えば、定時制高校の退学率が高いという調査結果もあり、高校への進学だけではなく、就学を継続していくための経済面、生活面、学力面での支援、ピアサポートやメンター制度を手厚くすることが必要。

### ④ 社会的・職業的自立のための高校教育の体制整備

- ・ 特色ある取組をしている専門高校や就職を選ぶ生徒が比較的多い普通科高校等、学校ごとの多様な特色に応じた支援の在り方について検討すべき。
- ・ 特に困難を抱える生徒の多い高校での社会的・職業的自立のための高校教育の体制整備や就職支援についての検討が必要。

### ⑤ 学生のネットワークの構築

- ・ 悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワーク構築の支援が必要。

### ⑥ 夜間中学校の拡充

## (4) 学校外教育も含めた学習支援の充実

### ○ 学習に関する重層的な支援体制の構築

- ・ 学校での放課後教育等の支援の充実や、教育委員会、NPO、民間事業者、地域の団体等による学校外教育等により、重層的に学習支援を行うことが重要。その際、学校外機関と教職員等との連携による子供の成長の包括的支援、保護者・子供の教育的ニーズの掘り起こし（指導の記録の共有、居場所から学校への適応の支援等）が必要。

## (5) 児童生徒の心身のケア

### ① スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置の拡充

- ・ スクールソーシャルワーカーは学校の教育現場と福祉サービス、地域資源を円滑につなぐ点で重要であり、配置の拡充や仕組みの構築、コーディネーター等が必要。
- ・ また、子供の感情や情緒面を支援していくスクールカウンセラーの役割というものも同様に盛り込むことが必要。

### ② 子供の食事・栄養状態の確保

- ・ 就学前、義務教育期間、高校の期間を通じて、「食べる」というベースを確保することが必要。少なくとも1日1食、できれば2食以上の食事を公的に確保することで最低限の生活を確保し、それ以外の支援につなげていく機会とするため、「食育」として進めることを検討することが必要。給食費の無償化についても検討が必要。



## (6) 福祉施策との連携

### ① 学校から子供の貧困に関する問題発信ができるような学校運営体制の構築

- ・ 貧困対策のプラットフォームとして学校から子供の貧困に関する問題発信ができるような学校運営体制を構築し、スクールソーシャルワーカーを軸としてケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関、市町村の相談室・相談部門、家庭教育支援チーム、民生委員、NPO等と連携して対応することが必要。また、見えない貧困を発見できる機関としての学校の位置付けとその方法として学齢児の法定検診を創設することも考えられる。

### ② 就学前教育における体制整備

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園といった就学前教育段階において、福祉と教育が連携できる体制をつくることが重要。

## (7) 生活困窮世帯等への学習支援

### ① 生活困窮者世帯等への学習支援

- ・ 貧困の連鎖を断つためには、最低限高校を卒業すること、また、大学等への進学を保障することも効果的であり、その他、高校中退の予防といった観点においても生活保護世帯や生活困窮世帯への学習支援が必要。

### ② 児童養護施設等入所児童への学習支援

- ・ 児童養護施設や児童自立支援施設等に入所している児童は一般世帯に比べると進学率が低いので、大学進学まで見据えた児童養護施設等入所児童への学習支援が必要。
- ・ 児童養護施設入所児童は学習塾代が出るようになったが、母子生活支援施設入所児童は学習塾代が出ないので、学習塾代の支援が必要。
- ・ 児童自立支援施設内にある学校(分校・分教室等)における学校教育の内容の充実が必要。

## 2 生活の支援

### (1) 保護者の生活支援

#### ① 保護者の自立支援

- ・ 貧困の連鎖を断つ上では、まず親の自立が必要であること、また、生活保護基準以下の収入の親が多数いることから、こうした者への自立支援施策が必要。
- ・ 生活困窮者自立支援制度を、生活困窮者という括りと同時に、子育て支援、子供の貧困対策という側面からも関わるような制度として運用していくことが必要。
- ・ 幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童館、幼保連携型認定こども園において、親へのアプローチ等を通じて子供の生活を支援する体制を整えることが必要。
- ・ 幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童館、幼保連携型認定こども園の職員に対し、子供の貧困への理解を深めるカリキュラムを設けることが必要。
- ・ 生活保護も含めて必要な相談支援につなぐことが重要。

## ② 保護者の健康確保

- ・ 親の就労の前に健康の確保が必要であり、特に、ひとり親家庭の親の精神疾患罹患率が高いことから、保護者の健康維持のための施策が必要。
- ・ 育児不安等、様々な不安を抱える保護者へのアウトリーチ型の支援が必要。

## ③ 母子生活支援施設の活用

- ・ 母子生活支援施設が母子世帯の貧困防止の砦になり得ることから、積極的に情報提供し、その活用を促すことを検討することが必要。

## (2) 子供の生活支援

### ① 児童養護施設等の退所児童の支援

- ・ 児童養護施設を退所し、家庭復帰した場合の高校進学率が入所したままの児童に比べて低いことや施設入所児であった中卒者の離職率が高いなど、施設退所とともに目が行き届かなくなることや施設入所児の高校中退率が高いことなどに留意し、こうしたところに支援をどう届けるかという視点が必要。
- ・ 一般家庭の子供ですら自立が難しいという状況を踏まえ、先進的事例を参考にし、社会的養護の対象になっている子供に対するアフターケアをしっかりと行っていくことが必要。
- ・ 児童養護施設退所者の大学や専門学校への進学率が低い状況を改善するため、児童養護施設入所児童のための奨学金や退所後の住居の提供が必要。その際、NPO等の先進的な取組を参考にすることも必要。

### ② 食育に関する支援

- ・ 就学前、義務教育期間、高校の期間を通じて、「食べる」というベースを確保することが必要。少なくとも1日1食、できれば2食以上の食事を公的に確保することで最低限の生活を確保し、それ以外の支援につなげていく機会とするため、「食育」として進めることを検討することが必要。【再掲】

### ③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援

- ・ 学ぶこと的前提に「食べる」ということがあり、また、人と人とのつながりをつくるための食事や日常生活環境の整備を図るため、居場所の確保と相談支援・学習支援事業の実施に当たっては、「食べる」ことに配慮することが必要。
- ・ 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園を活用し、子供を栄養面で支える施策が必要。
- ・ 放課後児童クラブや児童館において、夜間の生活支援のオプションを付けることを検討することが必要。
- ・ 既存施設だけでなく、空き家の活用と言う視点も必要。

## (3) 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備

### ① 教育と福祉の連携

- ・ 学校において、入学時、小学4年生、中学1年生等の時期に法定検診のような形でスクリーニングを行い、関係機関と情報を図り、支援につなげる仕組みづくりが必要。
- ・ 学校（スクールソーシャルワーカー）と自治体の子育て支援を行うセンター等の福祉関係機関が連携し、貧困家庭への支援について、教育面での支援を入口として、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことが必要。
- ・ それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援が必要。

## ② 保健部門との連携

- ・ 市町村単位（例えば中学校区単位）で、保健部門も含めて横断的に話し合える場を設け、年齢が上がっても縦断的にも切れ目なく相談できる体制をつくり、保健部門の発見機能やアウトリーチ機能を生かし、子供の孤立化を防ぎ、見えない貧困を発見して支援を届ける仕組み（子供・若者版の地域包括支援センター）を構築することが必要。

## ③ 地域との連携

- ・ 制度の網の目から抜け落ちてアプローチが困難な子供達には実際に子供達が生活する地域の力が必要不可欠であり、「見守り」という視点で、地域における子供の貧困に対するアンテナと対応力を強化することが必要。

## （４）子供の就労支援

### ① 職業訓練機会の提供

- ・ 就労の場からも教育の場からも排除されている子供たちへのアプローチが重要であり、安定した居住の場、大人の目の届く安心できる場を提供しながら職業訓練機会を与えることが大切。地域若者サポートステーションにおいて、定時制高校等在学中から支援が必要な者については、アウトリーチ型の支援の展開を検討することが必要。

### ② 社会的支援が得られにくい子供の就労支援等

- ・ 親の支援や社会的支援のない子供達の自立支援や就労支援が必要。
- ・ 高校中退生徒や不登校の生徒等の希望に応じて就業へつなぐための支援が必要。
- ・ 定時制高校に通っている生徒の良質な就労の場を拡大することが必要。

## （５）支援する人員の確保等

### ① 児童養護施設、児童相談所等の体制の整備

- ・ 厳しい環境にある子供達を支える支援体制を強化するため、児童養護施設等社会的養護施設の職員配置基準を引き上げるなど、支援する側の人員や体制の拡充の検討が必要。
- ・ 児童相談所で対応できる件数に限界があることや児童福祉司が1人で抱えるケースの数が膨大なものになっていることから、児童相談所の予算や体制について検討が必要。

### ② チームによる支援、相談スキル及び質の向上

- ・ 保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の専門家によるチーム支援が必要。

- ・ 貧困状態になる背景にはさまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、1つのリスクを抱えた場合に、その家庭環境に目を向け、他の社会資源につなげていけるよう、自治体職員等の相談支援スキル及び質の向上が必要。

#### (6) その他の生活支援

##### ① 妊娠・出産に関する支援

- ・ すべての子供の健やかな育ちを保障するため、生活困窮世帯における乳幼児期の安全の確保と良好な養育環境の整備が必要であるとともに、妊娠期から相談できる体制整備が必要。
- ・ 妊娠・出産期からの支援（妊婦健診の公費負担、入院助産、にんしんSOS等）が必要。

##### ② 若年妊娠・出産に関する支援

- ・ 10代で妊娠・出産された方を支援するため、妊娠・出産期から支援ニーズを把握し必要な支援につなげていくことが必要。

##### ③ 男性の育児参画

- ・ 貧困の予防的政策として男性の育児参画を促し、10代の教育課程で男子に育児の喜びなどを教える取組が必要。

##### ④ 住宅支援

- ・ 住宅支援が必要。

### 3 保護者に対する就労の支援

#### ① 親の学び直しの支援

- ・ 母親の学歴が中卒（高校中退を含む。）だと、就職で苦労することになる。子供の学歴取得だけでなく、保護者の学歴取得の支援を考えていくことが必要。

#### ② 親の就労支援

- ・ ひとり親家庭への自立支援プログラムの策定やハローワークとの連携を通じて、保護者の就労支援を実施することが必要。
- ・ 就労するためには、手に職をつけるため技術等を学ぶ時期が必要になることから、その時期の経済的な支援を行うため高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金等を充実させることが必要。

#### ③ 親の雇用形態の改善

- ・ 母子家庭の母が頑張っても子供を大学等に進学させられない雇用形態が問題。女性の貧困の解消なしには子供の貧困は解消しない。就労支援により、正規就労が促進され、安定した労働環境と賃金が得られるようにしていくことが必要。
- ・ 母子家庭の高い貧困率が問題であることから、男女間の賃金格差を是正し、最低賃金を引き

上げることが必要。

- ・ 親が働いている様子を子に感じてもらうことが、貧困の連鎖を防ぐという点において重要であり、生活困窮者自立支援制度や社会福祉法人による社会貢献活動、特定求職者雇用開発助成金等を活用し、社会福祉法人、NPO、企業等と連携して、親の就労機会を確保していくことが必要。

#### 4 経済的支援

##### ① 経済的支援の位置付け

- ・ 貧困世帯の生活の下支えのための経済的支援であり、子供の貧困の改善のための大事な条件であることを認識することが必要。

##### ② 所得の再分配

- ・ 税、社会保険料の軽減が必要。

##### ③ 児童扶養手当の拡充

- ・ 児童扶養手当の給付の拡充（額の引き上げ、支給年齢の20歳までの延長、多子加算の増額、所得制限限度額の見直し、同居の収入要件の見直し）を検討することが必要。

##### ④ 遺族年金及び障害年金の支給年齢の延長

- ・ 遺族年金の支給年齢及び障害年金の子加算期間の20歳までの延長を検討することが必要。

##### ⑤ 医療サービスの確保

- ・ 子供の医療サービスの負担はほとんどの自治体で負担ゼロとなっているが、償還払いではなく、窓口での負担ゼロという形にすることを検討することが必要。
- ・ 保護者も含め、医療費の軽減に関する自治体間格差をなくすことが必要。

##### ⑥ その他の経済的支援

- ・ 児童手当はかなり普遍的な制度になっているが、乳幼児層の貧困対策という観点からは、児童手当拡充（高校生までの支給等）も対策の一つと考えられることに留意することが必要。
- ・ 子供のための手当が子供のために使われるよう、修学旅行の資金や給食費の現物支給を検討することが必要。
- ・ 進学時（高校、大学等）における家庭への経済的支援の充実が必要。
- ・ 母子家庭等へのヘルパー制度等、母子家庭に対する様々な制度には制限が多く、使いづらいため見直しが必要。
- ・ みなし寡婦控除の問題に留意することが必要。

#### 第4 子供の貧困に関する調査研究

##### ① 幼児期における調査研究の実施

- ・ 認知的な能力の基礎が形づくられる幼児期における教育の質、保育の質、家庭環境が重要であ

り、調査研究を進めていくことが必要。

② 教育や支援に関する実態把握

- ・ 支援が必要な子供が実際に受けている教育及び支援（就園率、進学率、学習支援、授業料免除、奨学金等）の実態把握が必要。

③ 子供の貧困の全体に係る実態把握が必要

- ・ 貧困の影響、子供の心身との関係、連鎖との関係に係る調査が必要。
- ・ 生活保護だけではなく、子供の貧困全体の実態把握が必要。
- ・ 収入、はく奪経験、健康、教育、社会生活等多面的な実態調査が必要。
- ・ 東日本大震災によって生じた子供の貧困の実態把握が必要。
- ・ エビデンスベースのデータを示せるような調査研究の実施が必要。
- ・ 児童養護施設退所児童の追跡調査が必要。
- ・ 中学校卒業後に就職した者、高校を中退した者の追跡調査が必要。

④ 調査研究結果の蓄積等

- ・ 貧困に関する調査研究を継続的に行い、その研究結果を蓄積することが必要。
- ・ 指標を評価するための調査研究、評価調査が必要。
- ・ 既存の統計やデータベースの活用が必要。

第5 施策の推進体制等

① 国における推進体制

- ・ 既存制度や支援情報を広く周知するとともに、貧困や孤立防止キャンペーン等、国を挙げての広報啓発活動を実施することが必要。
- ・ 先進事例（ロールモデル）を参考とした取組（制度、仕組み、予算等）の充実が必要。
- ・ 大綱に基づく施策を総合的に推進するため、内閣府に例えば、「子供の貧困対策推進室」や「子供の貧困対策審議会」の設置が必要。

② 民間との協働

- ・ 様々な社会資源を活用して子供の貧困対策を進めるため、NPOや社会福祉協議会、町会や民生委員、地域内で子育てにかかわっている団体等との連携・協働が必要。
- ・ 公的資金による学術支援等、行政や企業が対応できないニーズへ税を投入し、政策を展開していくことが必要。

③ 子供の貧困対策のための基金、強化交付金の創設

- ・ 官民共同で、子供の貧困対策に関する基金を創設し、低所得の家庭の教育や生活の支援等に活用することが必要。

④ その他

- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律、生活保護法、生活困窮者自立支援法等を一体的に捉えた運用が必要。
- ・ 既存施策で効果が出ているものの継続実施が必要。
- ・ 類似施策・類似事業の実施へのきめ細かな配慮が必要。